

平成26年度 市民委員会資料⑥

陳情第181号

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対して意見書を提出することに関する陳情

資料1 治安維持法

資料2 治安維持法中改正緊急勅令

資料3 思想犯保護觀察法

資料4 治安維持法 改正法律

資料5 国家賠償法

市民・こども局

(平成26年11月18日)

治安維持法(大正 14 年4月22日公布法律第 46 号)

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ
又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者
ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年
以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加
フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財產
上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ
処ス情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附 則

大正十二年勅令第四百三号ハ之ヲ廃止ス

治安維持法中改正緊急勅令

(昭和三年六月二十九日
公布勅令第百二十九号)

治安維持法中左ノ通改正ス

第一条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結

社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指
導者タル任務ニ從事シタル(担当シタル)者
ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁
錮ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又
ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シダ
ル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処
ス私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ
結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者
又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シ
タル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一条中「前条第一項」ヲ「前条第一項又ハ
第二項」ニ改ム第二条及第四条中「第一条第一項」ヲ「第一
条第一項又ハ第二項」ニ改ム第五条中「第一条第一項及」ヲ「第一条第一
項第二項又ハ」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

治安維持法中改正法律——〔注〕右緊急勅令
は第五十五議会において承認された。修正字
句は第一条(一)内のものである。

思想犯保護観察法

(昭和十一年五月二十九日
公布法律第二十九号)

第一条 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シ
刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ訴追
ヲ必要トセザル為公訴ヲ提起セザル場合ニ
於テハ保護観察審査会ノ決議ニ依リ本人ヲ
保護観察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ
終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ

第二条 保護観察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更
ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及
行動ヲ観察スルモノトス

第三条 保護観察ハ本人ヲ保護観察所ノ保護
司ノ観察ニ付シ又ハ保護者ニ引渡シ若ハ保
護団体、寺院、教会、病院其ノ他適当ナル
者ニ委託シテ之ヲ為ス

第四条 保護観察ニ付セラレタル者ニ対シテ
ハ居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適当ナ
ル条件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得

第五条 保護観察ノ期間ハ二年トス特ニ繼續
ノ必要アル場合ニ於テハ保護観察審査会ノ
決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第六条 第一条ニ定ムル事由ノ生ジタル場合
ニ於テ必要アルトキハ本人ニ対シ保護観察
審査会ノ決議前仮ニ第三条ノ処分ヲ為スコ
トヲ得

第七条 第三条又ハ第四条ノ処分ハ其ノ執行
中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ変更スルコト
ヲ得 前条ノ処分ニ付亦同ジ

第八条 保護観察所ハ必要アルキハ保護司
ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第九条 保護観察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行
フニ付公務所又ハ公務員ニ対シ嘱託ヲ為シ
其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得

第十条 本人ヲ保護団体、寺院、教会、病院
又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ
受ケタル者ニ対シ之ニ因リテ生ジタル費用
ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第十二条 前条ノ費用ハ保護観察所ノ命令ニ
依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨ
リ其ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得此
ノ命令ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条
ノ規定ヲ準用ス

前項ノ命令ニ不服アル者ハ命令ノ告知ヲ受
ケタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得此ノ出訴ハ執行停止ノ効力ヲ有
セズ

第十三条 少年ニシテ治安維持法ノ罪ヲ犯シ
タル者ニハ少年法ノ保護処分ニ關スル規定
ヲ適用セズ

第十四条 本法ハ陸軍刑法第八条、第九条及
海軍刑法第八条、第九条ニ掲グル者ニハ之
ヲ適用セズ

第十五条 保護観察所及保護観察審査会ノ組
織及権限並ニ保護観察ノ実行ニ關シ必要ナ
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ本法施行前ニ第一条ニ定ムル事由ノ生
ジタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

治安維持法 改正法律

公布；1941（昭和16）年 3月10日法律第54号

施行；1941（昭和16）年 5月15日

廃止；1945（昭和20）年10月15日（治安維持法廃止等ノ件—昭和20年一勅令第575号）

第1章 罪

第1条 国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ7年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ3年以上ノ有期懲役ニ処ス

第2条 前条ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ5年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

第3条 第1条ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ5年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

第4条 前3条ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ3年以上ノ懲役ニ処シ前3条ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前3条ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ1年以上ノ有期懲役ニ処ス

第5条 第1条乃至第3条ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ關シ協議若ハ煽動ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ1年以上10年以下ノ懲役ニ処ス

第6条 第1条乃至第3条ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

第7条 国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スペキ事項ヲ流布スル事ヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ4年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ1年以上ノ有期懲役ニ処ス

第8条 前条ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ3年以上ノ懲役ニ処シ前条ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前条ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ1年以上ノ有期懲役ニ処ス

第9条 前8条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ10年以下ノ懲役ニ処ス情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同ジ

第10条 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノタメニスル行為ヲ為シタル者ハ10年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第11条 前条ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ7年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第12条 第10条ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ7年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第13条 前3条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ5年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第14条 第1条乃至第4条、第7条、第8条及第10条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第15条 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第16条 本章ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第2章 刑事手続

第17条 本章ノ規定ハ第1章ニ掲タル罪ニ関スル事件ニ付之ヲ適用ス

第18条

- ① 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ② 檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル召喚状ニハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ発スル旨ヲモ記載スベシ
- ③ 召喚状ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ属スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得

第19条

- ① 被疑者正当ノ事由ナクシテ前条ノ規定ニ依ル召喚ニ応ゼズ又ハ刑事訴訟法第87条第1項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ検事ニ嘱託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ② 前条第2項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾引状ニ付之ヲ準用ス

第20条 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ48時間内ニ検事又ハ司法警察官之ヲ訊問スペシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ発セザルトキハ検事ハ被疑者ヲ釈放シ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ

第21条

- ① 刑事訴訟法第87条第1項各号ニ規定スル事由アルトキハ検事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ② 第18条第2項ノ規定ハ検事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾留状ニ付之ヲ準用ス

第22条 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置所ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第23条 勾留ノ期間ハ2月トス特ニ継続ノ必要アルトキハ地方裁判所検事又ハ区裁判所検事ハ検事長ノ許可ヲ受ケ1月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ1年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第24条 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ継続スルノ必要ナシト思料スルトキハ検事ハ速ニ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ

第25条

- ① 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
- ② 刑事訴訟法第119条第1項各号ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ検事ハ勾留ノ執行

停止ヲ取消スコトヲ得

第26条

- ① 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ② 檢事ハ公訴提起前ニ限り証人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ検事ニ嘱託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ③ 司法警察官検事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ証人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ為シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ
- ④ 第18条第2項及第3項ノ規定ハ証人訊問ニ付之ヲ準用ス

第27条

- ① 檢事ハ公訴提起前ニ限り押収、搜索若ハ検証ヲ命ジ又ハ其ノ処分ヲ他ノ検事ニ嘱託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ② 檢事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通訳若ハ翻訳ヲ命ジ又ハ其ノ処分ヲ他ノ検事ニ嘱託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得
- ③ 前条第3項ノ規定ハ押収、搜索又ハ検証ノ調書及鑑定人、通事又ハ翻訳人ノ訊問調書ニ付之ヲ準用ス
- ④ 第18条第2項及第3項ノ規定ハ鑑定、通訳及翻訳ニ付之ヲ準用ス

第28条 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及証人ノ訊問、押収、搜索、検証、鑑定、通訳並ニ翻訳ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第29条 弁護人ハ司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第40条第2項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第30条

- ① 弁護人ノ數ハ被告人1人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ
- ② 弁護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚状ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ10日ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第31条 弁護人ハ訴訟ニ關スル書類ノ贋写ヲ為サントスルトキハ裁判長又ハ予審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第32条

- ① 被告事件公判ニ付セラレタル場合ニ於テ検事必要アリト認ムルトキハ管轄移転ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ第1回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラズ
- ② 前項ノ請求ハ事件ノ繫属スル裁判所及移転先裁判所ニ共通スル直近上裁判所ニ之ヲ為スベシ
- ③ 第1項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手続ヲ停止スペシ

第33条

- ① 第1章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ
- ② 前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ為スコトヲ得
- ③ 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得
- ④ 上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手続ニ依リ裁判ヲ為スペシ

第34条 第1章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スペシ

第35条 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第422条第1項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第36条 刑事手続キニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第37条 本章ノ規定ハ第22条、第23条、第29条、第30条第1項、第32条、第33条及第34条ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手続ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第87条第1項トアルハ陸軍軍法會議法第143条又ハ海軍軍法會議法第143条、刑事訴訟法第422条第1項トアルハ陸軍軍法會議法第444条第1項又ハ海軍軍法會議法第446条第1項トシ第25条第2項中刑事訴訟法第119条第1項ニ規定スル事由アル場合ニ於テトアルハ何時ニテモトス

第38条 朝鮮ニ在リテハ本章中ノ司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事長トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ区裁判所檢事トアルハ地方法院檢事、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス但シ刑事訴訟法第422条第1項トアルハ朝鮮刑事令第31条トス

第3章 予防拘禁

第39条

- ① 第1章ニ掲タル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲タル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得
- ② 第1章ニ掲タル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル者又ハ罪ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居ル場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章ニ掲タル罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ亦前項ニ同ジ

第40条

- ① 予防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事其ノ裁判所ニ之ヲ為スベシ
- ② 前項ノ請求ハ保護觀察ニ付セラレ居ル者ニ係ハルトキハ其ノ保護觀察ヲ為ス保護觀察所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事其ノ裁判所ニ之ヲ為スコトヲ得
- ③ 予防拘禁ノ請求ヲ為スニハ予メ予防拘禁委員会ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ス
- ④ 予防拘禁委員会ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第41条

- ① 検事ハ予防拘禁ノ請求ヲ為スニ付テハ必要ナル取調ヲ為シ又ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
- ② 前項ノ取調ヲ為スニ付必要アル場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第42条

- ① 検事ハ本人定リタル住居ヲ有セザル場合又ハ逃亡シ若ハ逃亡スル虞アル場合ニ於テ予防拘禁ノ請求ヲ為スニ付必要アルトキハ本人ヲ予防拘禁所ニ仮ニ収容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ仮ニ収容スルコトヲ妨ゲズ
- ② 前項ノ仮収容ハ本人ノ陳述ヲ聽キタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第43条 前条ノ仮収容ノ期間ハ10日トス其ノ期間内ニ予防拘禁ノ請求ヲ為サザルトキハ速ニ本人ヲ釈放スペシ

第44条

- ① 予防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聴キ決定ヲ為スペシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ニ出頭ヲ命スルコトヲ得
- ② 本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタルトキハ陳述ヲ聴カズシテ決定ヲ為スコトヲ得
- ③ 刑ノ執行終了前予防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行終了後ト雖モ予防拘禁ニ付スル旨ノ決定ヲ為スコトヲ得

第45条

- ① 裁判所ハ事実ノ取調ヲ為スニ付必要アル場合ニ於テハ参考人ニ出頭ヲ命シ事実ノ陳述又ハ鑑定ヲ為サシムルコトヲ得
- ② 裁判所ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第46条 檢事ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ為サシメ又ハ参考人ヲシテ事実ノ陳述若ハ鑑定ヲ為サシムル場合ニ立会ヒ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第47条

- ① 本人ノ属スル家ノ戸主、配属者又ハ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ輔佐人ト為ルコトヲ得
- ② 輔佐人ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ為サシメ若ハ参考人ヲシテ事実ノ陳述若ハ鑑定ヲ為サシムル場合ニ立会ヒ意見ヲ開陳シ又ハ参考ト為ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得

第48条 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ヲ勾引スルコトヲ得

- 1 本人定マリタル住居ヲ有セザルトキ
- 2 本人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ
- 3 本人正当ノ理由ナクシテ第44条第1項ノ出頭命令ニ応セザルトキ

第49条

- ① 前条第1号又ハ第2号ニ規定スル事由アルトキハ裁判所ハ本人ヲ予防拘禁所ニ仮ニ収容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ仮ニ収容スルコトヲ妨ケス
- ② 本人監獄ニアルトキハ前項ノ事由ナシト雖モ之ヲ仮ニ収容スルコトヲ得
- ③ 第42条第2項ノ規定ハ第1項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第50条 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中勾引ニ関スル規定ハ第48条ノ勾引ニ、勾留ニ関スル規定ハ第42条及前条ノ仮収容ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

第51条

- ① 予防拘禁ニ付セザル旨ノ決定ニ対シテハ検事ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
- ② 予防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ対シテハ本人及輔佐人ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第52条 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中ノ決定ニ関スル規定ハ第44条ノ決定ニ、即時抗告ニ関スル規定ハ前条ノ即時抗告ニ付キ之ヲ準用ス

第53条

- ① 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ予防拘禁所ニ之ヲ収容シ改悛セシムル為必要ナル処置ヲ為スヘシ
- ② 予防拘禁所ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第54条

- ① 予防拘禁ニ付セラレタル者ハ法令ノ範囲内ニ於テ他人ト接見シ又ハ信書其ノ他ノ物ノ授受ヲ為スコトヲ得
- ② 予防拘禁ニ付セラレタル者ニ対シテハ信書其ノ他ノ物ノ検閲、差押若ハ没収ヲ為シ又ハ保安若ハ懲戒ノ為必要ナル処置ヲ為スコトヲ得仮ニ収容セラレタル者及本章ノ規定ニ依リ勾引状ノ執行ヲ受ケ留置セラレタル者ニ付亦同ジ

第55条

- ① 予防拘禁ノ期間ハ2年トス特ニ継続ノ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得
- ② 予防拘禁ノ期間満了前更新ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ期間満了後ト雖モ更新ノ決定ヲ為スコトヲ得
- ③ 更新ノ決定ハ予防拘禁ノ期間満了後確定シタルトキト雖モ之ヲ期間満了ノ時確定シタルモノト看做ス
- ④ 第40条、第41条及第44条乃至第52条ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第49条第2項中監獄トアルハ予防拘禁所トス

第56条

- ① 予防拘禁ノ期間ハ決定確定ノ日ヨリ起算ス
- ② 拘禁セラレサル日数又ハ刑ノ執行ノ為拘禁セラレタル日数ハ決定確定後ト雖モ前項ノ期間ニ算入セズ

第57条

- ① 決定確定ノ際本人受刑者ナル時ハ予防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス
- ② 監獄ニアル本人ニ対シ予防拘禁ヲ執行セントスル場合ニ於テ移送ノ準備其ノ他ノ事由ノ為特ニ必要アルトキハ一時拘禁ヲ継続スルコトヲ得
- ③ 予防拘禁ノ執行ハ本人ニ対スル犯罪ノ捜査其ノ他ノ事由ノタメ特ニ必要アルトキハ決定ヲ為シタル裁判所ノ検事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得
- ④ 刑事訴訟法第534条乃至第536条及第544条乃至第552条ノ規定ハ予防拘禁ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第58条

- ① 予防拘禁ニ付セラレタル者収容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ第55条ニ規定スル期間満了後ト雖モ行政官庁ノ処分ヲ以テ之ヲ退所セシムヘシ
- ② 第40条第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第59条

- ① 予防拘禁ノ執行ヲ為サザルコト2年ニ及ビタルトキハ決定ヲ為シタル裁判所ノ検事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事ハ事情ニ因リ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得
- ② 第40条第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第60条

- ① 天災事変ニ際シ予防拘禁所内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ収容セラレタル者ヲ他所ニ護送スヘシ若シ護送スルノ暇ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得
- ② 解放セラレタル者ハ解放後24時間内ニ予防拘禁所又ハ警察官署ニ出頭スペシ

第61条

- ① 本章ノ規定ニ依リ予防拘禁所若ハ監獄ニ収容セラレタル者又ハ勾引状若ハ逮捕状ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ1年以下ノ懲役ニ処ス
- ② 前条第1項ノ規定ニ依リ解放セラレタル者同条第2項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第62条 収容設備若ハ械具ヲ損壊シ、暴行若ハ脅迫ヲ為シ又ハ2人以上通謀シテ前条第1項ノ罪ヲ犯シタル者ハ3月以上5年以下ノ懲役ニ処ス

第63条 前2条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第64条 本法ニ規定スルモノ外予防拘禁ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第65条

- ① 朝鮮ニ在リテハ予防拘禁ニ関シ地方裁判所ノ為スペキ決定ハ地方法院ノ合議部ニ於テ之ヲ為ス
- ② 朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ検事トアルハ地方法院ノ検事、思想犯保護觀察法トアルハ朝鮮思想犯保護觀察法、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス

附 則

- 1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 2 第1章ノ改正規定ハ本法施行前從前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ從前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ從前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ処断ス
- 3 第2章ノ改正規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 4 第3章ノ改正規定ハ從前ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法施行前刑ニ処セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス
- 5 本法施行前朝鮮刑事令第12条乃至第15条ノ規定ニ依リ為シタル捜査手続ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス
- 6 前項ノ捜査手續キニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス
- 7 本法施行前朝鮮思想犯予防拘禁令ニ依リ為シタル予防拘禁ニ關スル手續キハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス
- 8 前項ノ予防拘禁ニ關スル手續キニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタルモノト看做ス

国家賠償法

(昭和二十二年十月二十七日法律第百二十五号)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

○2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

○2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の營造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の營造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

○2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

第五条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定があるときは、その定めるところによる。

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

附 則 抄

○1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

○6 この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。